特定非営利活動法人　日本小児循環器学会　定款

第 1 章　総則

（名称）

第1条　この法人は，特定非営利活動法人日本小児循環器学会と称し，その英文名を Japanese Society of Pediatric Cardiology and Cardiac Surgery とする．

（事務所）

第2条　この法人は，主たる事務所を東京都新宿区山吹町 358 番地 5 アカデミーセンター株式会社国際文献社内に置く．

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は，広く一般市民に対して，小児循環器学についての学術研究及び教育普及活動等を行うことで，医療水準の向上と人材の育成を図り，もって国民の健康増進に寄与することを目的とする．

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は，前条の目的を達成するため，次に掲げる種類の特定非営利活動を行う．

(1)　保健，医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は，第 3 条の目的を達成するため，特定非営利活動に係る事業として，次の事業を行う．

(1)　学術集会の開催等による小児循環器学に関する研究発表事業

(2)　小児循環器学に関する機関誌等の発行事業

(3)　国内外の小児循環器学に関連する諸団体との連携事業

(4)　専門医認定基準の策定，公表及び資格認定

(5)　講演会，セミナー開催等による小児循環器学に関する教育事業

(6)　小児循環器学に関する調査研究事業

(7)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は，次の 6 種とし，正会員，名誉会員及び特別会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という.）上の社員とする．

(1)　正 会 員　医師並びに医師以外の医学研究者および医療従事者であって，この法人の目的に寄与する個人
(2)　準 会 員　医師以外の者であって，この法人の目的に賛同する個人
(3)　名誉会員　この法人に対し顕著な功績のあった者の中から理事会が推薦し，総会の承認を得た個人
(4)　特別会員　この法人に功労のあった者の中から理事会が推薦し，総会の承認を得た個人
(5)　団体会員　この法人の目的に賛同して入会した団体
(6)　賛助会員　この法人の目的に賛同し，賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第 7 条　名誉会員及び特別会員以外の会員の入会については，特に条件を定めない.
2　名誉会員及び特別会員以外の会員として入会しようとする者は，別に定める入会申込書により，理事会に申し込むものとし，理事会は，正当な理由がない限り，入会を認めなければならない.
3　理事会は，前項の者の入会を認めないときは，速やかに，理由を付した書面をもって，本人にその旨を通知しなければならない.

（会費）
第 8 条　会員は，総会において別に定める会費を納入しなければならない．ただし，名誉会員及び特別会員は会費の納付を必要としない.

（会員の資格の喪失）
第 9 条　会員が次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する.
(1)　退会届の提出をしたとき
(2)　本人が死亡し，若しくは失踪宣告を受け，又は会員である団体が消滅したとき
(3)　継続して 2 年以上会費を滞納したとき
(4)　除名されたとき

（退会）
第 10 条　会員は，理事長が別に定める退会届を理事会に提出して，任意に退会することができる.

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には，総会の議決により，これを除名することができる．この場合，その会員に対し，それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない.
(1)　この定款に違反したとき
(2)　この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は，返還しない．

第４章　役員等

（種別及び定数）

第13条 この法人に，次の役員を置く．

（１） 理　事　１０人以上２０人以内

（２） 監　事　１人以上３人以内

2　理事のうち１人を理事長とし，１人を副理事長とする．

（選任等）

第14条 理事は，評議員の中から理事会で選任し，総会に報告する．

2　理事長は理事の互選とし，副理事長は理事長の指名後，理事会が承認する．

3　役員のうちには，それぞれの役員について，その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ，又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない．

4　法第２０条各号のいずれかに該当する者は，この法人の役員になることができない．

5　監事は，社員の中から総会において選任する．

6　監事は，理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない．

（職務）

第15条 理事長は，この法人を代表し，その業務を総括する．

2　副理事長は，理事長を補佐し，理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは，その職務を代行する．

3　理事は，理事会を構成し，この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき，この法人の業務を執行する．

4　監事は，次に掲げる職務を行う．

（１）理事の業務執行の状況を監査すること

（２）この法人の財産の状況を監査すること

（３）前２号の規定による監査の結果，この法人の業務又は財産に関し不正の行為若しくは法令又は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること

（４）前号の報告をするため必要がある場合には，総会を招集すること

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について，理事に意見を述べること

（任期等）

第16条 役員の任期は２年とし，原則として８月１日から始まり，翌々年度の７月 31 日に終わる．ただし，再任は妨げないが，理事長は連続２期を限度とする．

2　補欠のため，又は増員によって就任した役員の任期は，それぞれの前任者又は現任者の任期の

残存期間とする．

3　役員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない．

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち，その定数の３分の１を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならない．

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には，理事は理事会において，監事は総会において出席者総数の３分の２以上の議決により，これを解任することができる．この場合，その役員に対し，議決する前に弁明の機会を与えなければならない．

（１）心身の故障のため，職務の遂行に堪えないと認められるとき

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（報酬等）

第19条 役員は，報酬を受けることができない．

2　役員には，その職務を執行するために要した費用を弁償することができる．

3　前２項に関し必要な事項は，総会の議決を経て，理事長が別に定める．

（評議員）

第20条 この法人に，評議員を置く．

2　評議員は，正会員の中から選出される．

3　評議員は，評議員会を構成し，理事長の諮問に応じて，法人の運営に関する事項に助言をすることができる．

4　前３項に関して必要な事項は，理事会の議決を経て，理事長が別に定めることができる．

第５章　会議

（種別）

第21条 この法人の会議は，総会，理事会及び評議員会の３種とする．

2　総会は，通常総会及び臨時総会とする．

（構成）

第22条 総会は，社員をもって構成する．

2　理事会は，理事をもって構成する．

3　評議員会は，評議員をもって構成する．

（権能）

第23条 総会は，次の事項について議決する．

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　会員の除名

(4)　監事の選任，解任及び役員の職務

(5)　事業計画及び収支予算

(6)　事業報告及び収支決算

(7)　解散時の残余財産の帰属

(8)　その他運営に関する重要事項

2　理事会は，この定款に別に定める事項のほか，次の事項について議決する．

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

3　評議員会は，この定款に別に定める事項のほか，理事長の諮問に応じ，次の事項について助言する．

(1)　理事会及び総会が必要と認めたその他の事項

（開催）

第24条 通常総会は，毎年 1 回開催する．

2　臨時総会は，次に掲げる場合に開催する．

(1)　理事長が必要と認めたとき

(2)　理事総数の 3 分の 1 以上の議決を経て，招集の請求をしたとき

(3)　社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(4)　第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて，監事が招集したとき

3　理事会は，次に掲げる場合に開催する．

(1)　理事長が必要と認めたとき

(2)　理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

4　評議員会は，次に掲げる場合に開催する．

(1)　理事会が必要と認め，招集の請求をしたとき

(2)　評議員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（招集）

第25条 前条第 2 項第 4 号の場合を除き，会議は，理事長が招集する．

2　理事長は，前条第 2 項第 1 号，第 2 号，第 3 号及び前条第 4 項第 1 号の規定による請求があったときは，その日から 60 日以内に，前条第 3 項第 2 号の規定により請求があったときは，

その日から 30 日以内に会議を招集しなければならない.

3　会議を招集するときは，会議の日時，場所及び目的を記載した書面をもって，少なくとも 7 日前までに通知しなければならない.

（議長）

第 26 条　総会の議長は，その総会に出席した正会員の中から理事長が指名する.

2　理事会の議長は，理事長がこれに当たる.

3　評議員会の議長は，理事長がこれに当たる.

（定足数）

第 27 条　総会は，社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない.

2　理事会は，理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない.

3　評議員会は，評議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない.

（議決）

第 28 条　会議における議決事項は，第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする. ただし，総会においては，議事が緊急を要するもので，出席した社員の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない.

2　会議の議事は，この定款に規定するもののほか，総会においては出席した社員，理事会においては出席した理事の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる.

（表決権等）

第 29 条　総会における社員及び理事会における理事（以下「構成員」という.）の表決権は平等なものとする.

2　やむを得ない事由のため会議に出席できない構成員は，あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる. また，総会においては，他の構成員を代理人として表決を委任することができる.

3　前項の規定により表決した構成員は，前 2 条，次条第 1 項及び第 43 条の適用については，総会若しくは理事会に出席したものとみなす.

4　会議の議決について，特別の利害関係を有する構成員は，その議事の議決に加わることができない.

（理事会の決議の省略）

第 30 条　理事会の決議を要する事項について，理事会を開催することが困難であると理事長が判断した場合は，理事全員の同意および監事全員に異議がない事を確認した場合に限り，電子メール，ファクシミリ，その他の電磁的記録をもって表決することができる.

（議事録）

第 31 条　会議の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない.

(1)　日時及び場所

(2)　構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては，その旨を付記すること.）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が，記名押印又は署名しなければならない.

第 6 章　資産及び会計

（資産の構成）

第 32 条　この法人の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する.

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の区分）

第 33 条　この法人の資産は，特定非営利活動に係る事業に関する資産とする.

（資産の管理）

第 34 条　この法人の資産は，理事長が管理し，その方法は，理事会の議決を経て，理事長が別に定める.

（会計の原則）

第 35 条　この法人の会計は，法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする.

（会計の区分）

第 36 条　この法人の会計は，特定非営利活動に係る事業会計とする.

（事業計画及び予算）

第 37 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は，毎事業年度ごとに理事長が作成し，総会の議決を受けなければならない.

（暫定予算）

第 38 条　前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる．

2　前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす．

（予備費の設定及び使用）

第 39 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため，予算の中に予備費を設けることができる．

2　予備費を使用するときは，理事会の議決を経なければならない．

（予算の追加及び更正）

第 40 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは，理事会の議決を経て，既定予算の追加又は更正をすることができる．

（事業報告及び決算）

第 41 条　この法人の事業報告書，収支計算書，貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は，毎事業年度終了後，速やかに，理事長が作成し，監事の監査を受け，総会の議決を受けなければならない．

2　決算上剰余金を生じたときは，次事業年度に繰り越すものとする．

（事業年度）

第 42 条　この法人の事業年度は，毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる．

（臨機の措置）

第 43 条　予算をもって定めるもののほか，借入金の借入れその他新たな義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするときは，理事会の議決を経なければならない．

第 7 章　定款の変更，解散及び合併

（定款の変更）

第 44 条　この法人が定款を変更しようとするときは，総会に出席した社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経，かつ，法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない．

（解散）

第 45 条　この法人は，次に掲げる事由により解散する．

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは，総会に出席した社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない.
3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは，所轄庁の認定を得なければならない.

（残余財産の帰属）
第 46 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く.）したときに残存する財産は，法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから，総会において議決したものに帰属する.

（合併）
第 47 条　この法人が合併しようとするときは，総会に出席した社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経，かつ，所轄庁の認証を得なければならない.

第 8 章　公告の方法

（公告の方法）
第 48 条　この法人の公告は，この法人の掲示場に掲示するとともに，官報に掲載して行う.

第 9 章　事務局

（事務局）
第 49 条　この法人に，事務を処理するため事務局を設け，事務局長及びその他の職員を置くことができる.
2　事務局の職員は理事長が任免する.
3　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の議決を経て，理事長が別に定める.

第 10 章　雑則

（細則）
第 50 条　この定款の施行について必要な細則は，理事会の議決を経て，理事長がこれを定めることができる.

附　則

1　この定款は，この法人の成立の日から施行する．

2　この法人の設立当初の役員は，次に掲げる者とする．

理 事 長　　原田　研介
副理事長　　松田　暉
理　　事　　石澤　瞭，市田　蕗子，越後　茂之，角　秀秋，黒澤　博身，佐地　勉
　　里見　元義，佐野　俊二，中澤　誠，長嶋　正實，濵岡　建城，原田　健二
　　馬場　清，八木原　俊克
監　　事　　安井　久喬，栁澤　正義

3　この法人の設立当初の役員の任期は，第 16 条第 1 項の規定にかかわらず，この法人の成立の日から平成 19 年 7 月 31 日までとする．

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は，第 36 条の規定にかかわらず，設立総会の定めるところによるものとする．

5　この法人の設立当初の事業年度は，第 41 条の規定にかかわらず，この法人の成立の日から平成 19 年 4 月 30 日までとする．

6　この法人の設立当初の会費は，第 8 条の規定にかかわらず，次に掲げる額とする．

⑴正 会 員（個人）	年会費	12,000 円
⑵団体会員（団体）	年会費	12,000 円
⑶賛助会員（個人及び団体）	年会費	20,000 円

7　第 2 条の事務所住所を平成 22 年 7 月 8 日に改定する．

8　第 30 条の追加および追加に伴う同条以降の条名の変更は平成 27 年 8 月 1 日より適用される．

9　第 2 条の事務所住所を平成 28 年 7 月 7 日に改定する．

10　第 6 条の変更は平成 29 年 5 月 1 日より適用される．